

## 改正案の第6 家族保護条項

### (家族に対する保護)

- 1 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。
- 2 国は、家族に対し、家族の形成のために、又、扶養児童の養育と教育のために、できる限り広範な保護と援助を与えなければならない。

### <参照>

市民的及び政治的権利に関する国際規約

第23条 [家族に対する保護]

- ① 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。
- ② 婚姻をすることができる年齢の男女が婚姻をしかつ家族を形成する権利は、認められる。
- ③ 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意なしには成立しない。
- ④ この規約の締約国は、婚姻中及び婚姻の解消の際に、婚姻に係る配偶者の権利及び責任の平等を確保するため、適当な措置をとる。その解消の場合には、児童に対する必要な保護のため、措置がとられる。

経済的社会的権利及び文化的権利に関する国際規約第10条1項

第10条 [家族に対する保護及び援助] この規約の締約国は、次のことを認める。

- ① できる限り広範な保護及び援助が、社会の自然かつ基礎的な単位である家族に対し、特に、家族の形成のために並びに扶養児童の養育及び教育について責任を有する間に、与えられるべきである。婚姻は、両当事者の自由な合意に基づいて成立するものでなければならない。
- ② 産前産後の合理的な期間においては、特別な保護が母親に与えられるべきである。働いている母親には、その期間において、有給休暇又は相当な社会保障給付を伴う休暇が与えられるべきである。
- ③ (略)